

# 広島県公民館連合会の在り方と今後の方向性について

本年は、社会教育法が制定されてから60年の節目に当たります。

広島県公民館連合会は、昭和36年7月に設立以来今日まで、県内の公民館を支援するための調査研究・情報提供や各種研修会等の実施に努め、間もなく半世紀を迎えようとしています。

発足当時と比べて、公民館を取り巻く状況は大きく変化してきました。それと同時に広島県公民館連合会組織の在り方も大きな課題となり、広島県公民館連合会運営検討委員会において、広島県公民館連合会組織の必要性、研修や情報提供の重要性等について協議してまいりました。

特に、県内では公民館の運営形態や行政機構も変わり、公民館類似施設が増える傾向が見られます。公民館類似施設には、公営で教育委員会・首長部局所管の施設や、首長部局所管で自治会組織による指定管理者制度導入の施設等、様々なタイプがあります。しかし、言うまでもなく今日の公民館は、類似施設も含め、住民のニーズを把握し、学習機会を企画・提供する学習拠点であり、また、地域課題を解決し、地域づくりを進める地域活性化の拠点でもあります。この委員会での協議を通じ、広島県公民館連合会組織は、このような目的を共有する県内全域の公民館・公民館類似施設を、行政の部局や官民の枠を越えてつなぎ、支援できる唯一の組織として、その必要性を再認識することができたことは一つの成果です。

今後も公民館・公民館類似施設共に、ますます多様で専門的な業務が求められるようになることから、職員の適切な配置・養成は重要課題となります。そうした中、広島県公民館連合会では研修体系を見直しました。さらに、地域づくりや知の循環型社会を目指す指導者の育成を図るとともに、各市町並びに県民に対して研修会やホームページ等をとおして情報提供に努めなければならないと考えます。

これまで取りまとめ公開した二つの小冊子とこの最終報告が、広島県公民館連合会、さらには郡市公民館連合会や市町の公民館等の在り方の方向性を示す一助となり、次年度は、新たな公民館活動元年としてスタートの年となることを期待します。

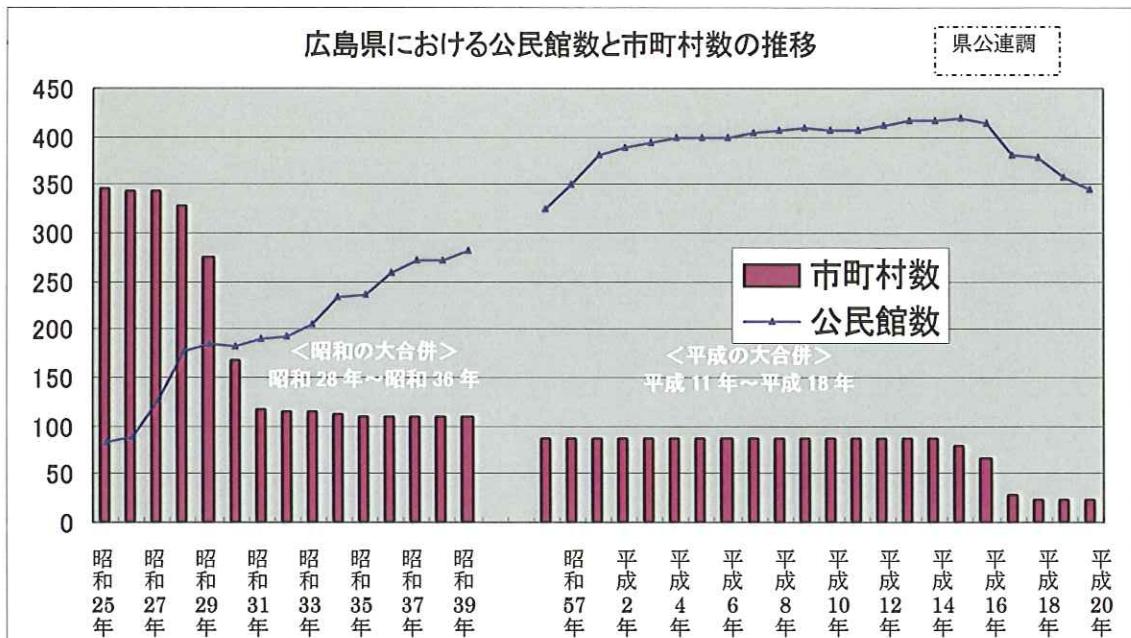
広島県公民館連合会運営検討委員会委員長 葛原 生子

(注) 県公連ホームページに掲載 <http://www6.ocn.ne.jp/~h-koumin/>

平成22年3月  
広島県公民館連合会

# I 広島県公民館連合会と事務局活動 半世紀のあゆみ ～社会状況の変化と団体としての自立～

- 広島県公民館連合会（以下「県公連」という。）が設立された昭和 36 年 7 月当時は、市町村数は 100、公民館数は 250 館を超えていた。設立後約 20 年間は、広島県教育委員会事務局社会教育課に事務局が置かれていた。昭和 58 年 4 月、広島県立社会教育センター（平成元年 4 月に広島県立生涯学習センターと改称）の開所に合わせて、社会教育センターの団体事務室へ入居し、事務局長職を新たに設けて活動を始める。



## 昭和 20 年代～40 年代

- ・ 昭和 21 年 7 月以前は 4 館であった公民館が、昭和 22 年は 18 館。以後、グラフが示すように年々増加し、昭和の大合併があったが、公民館数は、増え続けている。

## 昭和 50 年代～今日

- ・ 昭和 50 年代以降は 20 年近く、市町村数は 86 のまま推移してきたが、平成の大合併により、23 市町となり今日に至っている。
- ・ 市町村数の減少に伴い、公民館数は、平成 15・16 年をピークに減少に転じている。

- この間、県公連は、「公民館相互や類似施設等との連携協力のための支援」、「公民館等に関する名簿等の資料作成や情報提供」、「各種研修会の開催」などに取り組んできた。また、県の社会教育関係団体として、全国や県レベルの団体、広島県教育委員会（以下「県教委」という。）や県内各市町との連携・協力に努めてきた。こうした取組によって、公民館や公民館類似施設をつなぎ、人や情報のネットワークづくりに大きな役割を果たしてきたが、今後は社会教関係育団体として自立を目指す県公連の運営の在り方が大きく問われてくる。

## II 運営検討委員会の取組

- 設置の背景  
公民館の所管部局の移管、名称変更や指定管理者制度(※1)の導入などが進む中、平成 17 年 12 月に公民館関係者が意見交換を行う「これからの公民館、県公連について考える懇談会」が設立された。



#### □ 検討の経緯

- ・ 平成18年9月、運営検討委員会を立ち上げ、これからの中公館と県公連の在り方にについて検討を進め、提言として小冊子を平成19年1月に刊行する。
- ・ 平成19年度は、各種の委員会や市町への聞き取り調査などを基に、平成20年3月「これからの中公館のあり方」としてまとめ、県公連による重点支援策等を公表する。
- ・ 平成21年度は、これまでの検討の締めくくりとして、県公連の在り方の方向性をまとめ、報告として示すこととなった。

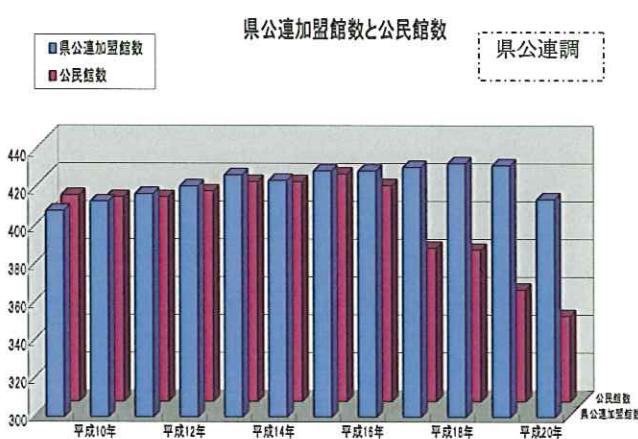
#### □ 成果

- ・ 提言を通して、指定管理者制度の導入に伴う課題を明らかにし、県内各市町の地域住民が等しく社会教育のサービスを享受するため、中公館等相互、関係職員相互が資質の向上に努めることが重要であること。そのため、①情報の格差をなくすためにも県公連組織への加入②社会教育主事などの専門職員の配置及び維持③住民へのサービス内容の維持・向上等を提示できた。
- ・ 県公連組織はだれのためのものかを考えるとき、各市町や中公館等にとって必要不可欠の組織であることが確認できた。
- ・ 県や市町の教育委員会だけでなく、首長部局とのかかわりができるようになった。

(※1) 平成15年6月の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度に代わるものとして導入された。地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は、民間事業者等が幅広く含まれる。

### III 広島県における公民館等の現状

#### □ 公民館数・県公連加盟館数の推移と首長部局とのかかわり



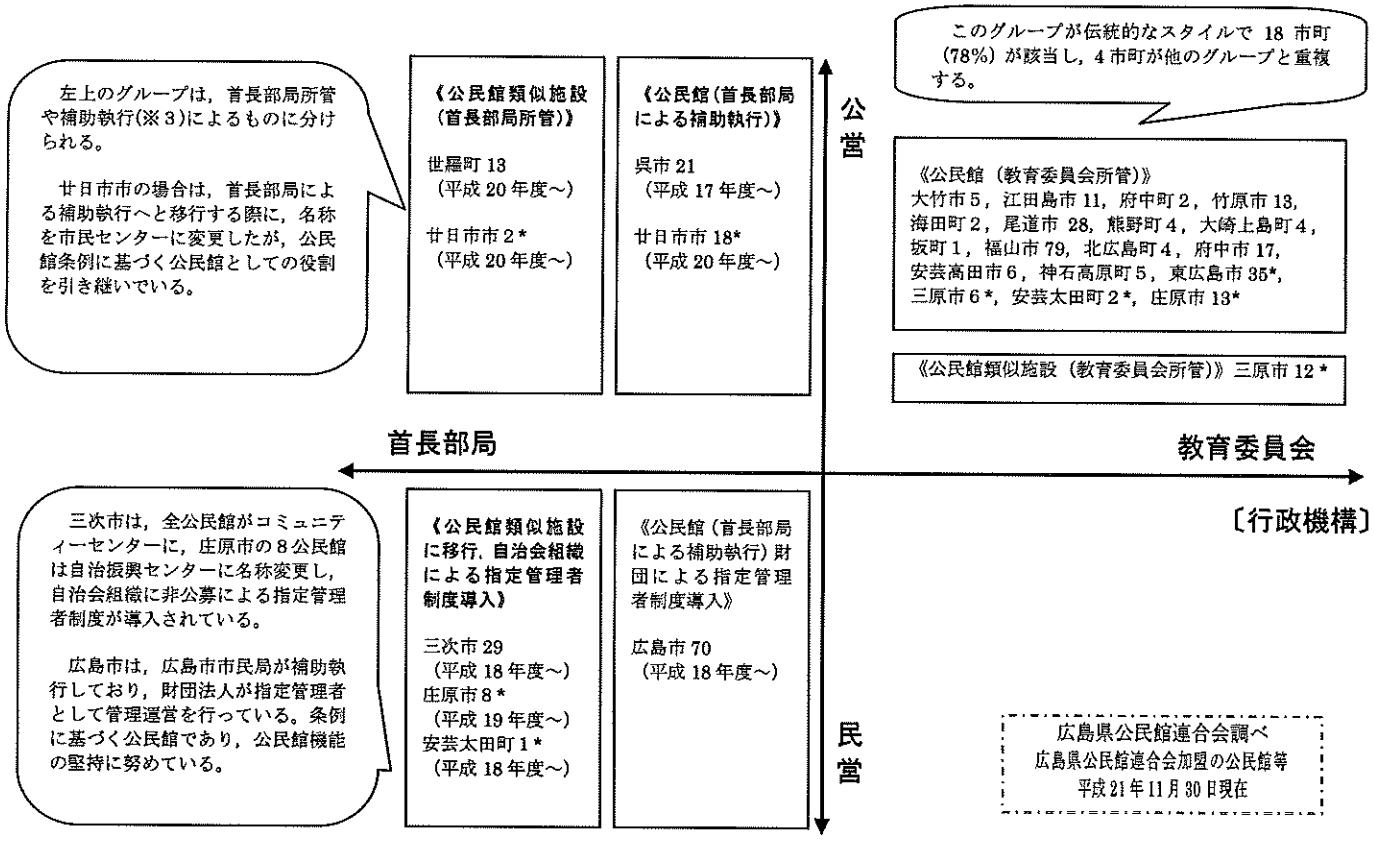
- ・ 県教委調べの公民館数と県公連への加盟館数の推移を見ると、平成9年を境に県公連への加盟が増え続け、前者との差は69館となった。
- ・ これは公民館類似施設(※2)が増えていることを示すものである。この傾向は他県でも同様であるが、加盟館数は必ずしも増えているわけではない。県によっては、名称変更に伴い県公連組織を離れていくケースもある。
- ・ 本県公連は、加盟館数に占める類似施設の割合は20%であり、これらの施設へのかかわりや首長部局との積極的な連携により、県公連への継続加盟や新規加盟の取組に努めている。

(※2) 県公連では、公民館から名称変更された施設や初めから公民館類似の施設であっても、市町が希望する施設については県公連組織の加盟を可能としている。

#### □ 公民館の多様化に伴う首長部局との連携の広がり

- ・ 県公連に加盟している公民館類似施設69館を市町ごとにみると、平成22年3月現在、三次市(29)、世羅町(13)、三原市(12)、庄原市(8)など7市町にわたっている。
- ・ これら公民館類似施設職員の研修等へ参加状況をみると、平成20年度以降増加傾向が見られる。例えば、県公民館大会や県公民館等職員研修会での公民館類似施設職員による事例発表は、毎年4事例、参加者は、毎年70人を超えており、全参加者の約16%を占めている。

## IV 広島県公民館連合会加盟の公民館等における運営形態と行政機構 公民館等における運営形態と行政機構



\* 市町名の後の数は施設数(単位:館), \*があるのは重複記載の市町

(※3) 地方自治法第 180 条の 7(事務の委任等)により、委員会等はその権限に属する事務の一部を長の補助機関に委任し、若しくは補助執行させることができる。

## V 今後の方向性

これまで述べてきた広島県の現状を踏まえ、県公連として次のことを目指していく。

- ・ 今日、多くの都道府県公連の組織運営において、都道府県や市町の事務局・人的体制の支援なくして存続が難しくなってきていている。しかしながら本県においては、各市町の首長部局や教育委員会の理解を得て県内全市町の施設が加入し運営がなされている。今後とも、各市町の首長部局や教育委員会と連携を密にし、公民館や公民館類似施設と共に地域住民の自治能力の涵養に資する事業展開していく。
- ・ 公民館や公民館類似施設が従前にも増して地域の方々や利用者のため、また、社会教育の振興のために必要不可欠な存在になるよう、事業のマンネリ化を打破し、知の循環型社会の構築を目指した企画・運営ができる職員の養成を行う。そのために、県公連として全国公民館連合会や他県の情報等を収集し、研修会やホームページ等で発信していく。
- ・ 今後、本県の公民館連合会組織が更なる自立をするためには、これまで検討してきたように、県教委や構成員である市町と共に、「研修」「情報提供」「組織の自立化と効率化に向けた運営方策」を充実させ、県内すべての公民館等関係者に「自分たちの公民館連合会」という認識を高め、県公連組織の充実と発展を目指す。

お問い合わせ先

広島県公民館連合会事務局

TEL / FAX (082) 249-0008

電子メール hiroshima-kouminkan@coffee.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~h-koumin/>